平成２９年（フ）第３２１号
京都市西京区桂北滝川町37番地16
債務者　斉藤　雅也
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目181番地　レオパレスフェザーハウス206
債務者　保坂　崇人
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
兵庫県西宮市甑岩町７番25―206号、前住所兵庫県宝塚市中山五月台３丁目11番４号
債務者　中島　盛義
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６号
新潟県上越市春日野１丁目11番15号　ブレーメンヴィレッヂ203号
債務者　倉田　陽平
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１５号
長野市稲里１丁目10番地10　南長野コーポラス104号
債務者　吉田佐和子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
大阪市淀川区宮原１丁目３番８号　グランドール新大阪　203号
債務者　継野　綾香
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７号
大阪府東大阪市衣摺２丁目18番25号　シャルマン・ファミーユ　203号
債務者　田上タンブーこと　ＶＯ　ＴＨＡＮＨ　ＶＵ
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８号
大阪府東大阪市衣摺２丁目18番25号　シャルマン・ファミーユ　203号
債務者　田上　恵子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５号
大阪府三島郡島本町若山台１丁目５番13―103号
債務者　山口美代子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６８号
大阪市東成区東今里２丁目13番10号　金本方
債務者　富田長一こと　宋　　長生
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１５号
大阪府東大阪市友井２丁目32番38号
債務者　甲斐　三郎
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３０８号
静岡市駿河区中島705番地の11
債務者　山田　信惠
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４０号
大阪府寝屋川市黒原城内町31番７号（205号）
債務者　松添　　恵（旧姓寺川）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４８号
大阪市住吉区我孫子東１丁目12番４―414号
債務者　下野紀久夫
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０１号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番29号協栄ハイツ205号
債務者　門脇　和行
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１２号
大阪市鶴見区放出東２丁目22番15―206号
債務者　衣笠　和代
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２４号
大阪市生野区中川東２丁目８番14号　ｃａｓａ　ｃｏｍｏｄｏ　205
債務者　寺嶋明日香
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部